

# 就労継続支援B型の基本報酬区分の見直し対象事業所 判定フロー図

令和8年4月・5月の基本報酬区分  
(令和7年度の平均工賃月額)

- (一) 4万5千円以上
- (二) 3万5千円以上4万5千円未満
- (三) 3万円以上3万5千円未満
- (四) 2万5千円以上3万円未満
- (五) 2万円以上2万5千円未満
- (六) 1万5千円以上2万円未満

- (七) 1万円以上1万5千円未満
- (八) 1万円未満
- (九) なし(経過措置対象)

事業所指定日

令和5年4月以前

令和6年報酬改定前後での基本報酬区分の変更状況  
※「令和6年3月の基本報酬区分」と「令和6年4月の基本報酬区分」を比較してください。

令和5年5月～令和6年3月

令和6年報酬改定前後での基本報酬区分の変更状況  
※区分(八)が適用される経過措置(区分(九))の期間によって、比較する月が異なります。参考資料「就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて」で比較する月を確認してください。

令和6年4月以降

令和8年6月以降新たな基本報酬区分の対象になります。  
「就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書」を提出してください。

令和8年6月以降の区分変更は無い  
ため、届出書の提出は不要です。

令和6年報酬改定前後で  
区分が上がった。

令和8年6月以降新たな基本報酬区分の対象になります。  
「就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書」を添付してください。

令和6年度改定前後で報酬算定区分が変わらない  
又は下がっている

令和8年度改定における基本報酬区分の見直し対象外になります。  
「就労継続支援B型に係る基本報酬の見直し対象外確認票」を添付してください。

令和6年報酬改定前後で  
区分が上がった。

令和8年6月以降新たな基本報酬区分の対象になります。  
「就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書」を添付してください。

令和6年度改定前後で報酬算定区分が変わらない  
又は下がっている

令和8年度改定における基本報酬区分の見直し対象外になります。  
「就労継続支援B型に係る基本報酬の見直し対象外確認票」を添付してください。